

Q6 給付費は、いつ頃に振り込まれますか？

- (2) 振込みを通帳記帳により確認したいのですが、どのように記載されていますか？
- (3) また、振込金額を電話でお聞きできますか？

A6 振込日は、概ね、次のとおりです。

ただし、書類の不備や、医療機関等への確認等により、振込みが遅れる場合があります。

療養費	:	申請月の約3か月後の1日頃
葬祭費	:	申請月の約2か月後の9日頃
高額療養費	:	診療月の約3か月後の21日頃

初めて高額療養費の支給対象になった際は、広域連合より支給申請書を送付します。この場合、診療月の約3か月後に支給申請書が送付され、申請月の約1～2か月後の振込みとなります。

なお、一度、申請すれば、口座変更などがない限り、あらためての申請手続きは不要です。

高額介護合算療養費 : 申請月の約3か月後の9日頃

※ なお、振込日が金融機関の営業日ではない場合は、その翌営業日になります。

※ 振り込み前に、「支給決定通知書」を送付しますので、振込予定日や金額等をご確認ください。

(2) 通帳には、「ヒョウゴケンコウキコ」と記載されます。

(3) 電話では、給付金額をお答えできません。なお、振込みをする際には、事前に、支給決定通知書を送付しますので、それで振込金額、振込予定日などをご確認ください。